

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 30 件

厚生年金関係 30 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 11 件

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14813

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知が届き、夫がA社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。夫は、申立期間も退職することなく継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同じ期間が未加入となっている者が申立人を含め66人確認できるところ、B社は、「当初、当社の従業員は全員、D本社（社会保険の適用事業所名は、A社）において厚生年金保険に加入させていたところ、申立期間当時に、C支店を新たに厚生年金保険の適用事業所として独立させることになり、同支店在籍者については、D本社における被保険者資格を喪失させた。その際、担当者の事務過誤により、申立人を含む複数の従業員の被保険者期間に空白期間ができてしまった。しかし、当該期間も、当該従業員の給与から継続

して厚生年金保険料を控除していた。」旨回答している。

さらに、前述の 66 人のうち、2 人が保管している申立期間のうちの一部の期間に係る給料明細書を見ると、いずれにおいても厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和 34 年 9 月 1 日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届出したことを認めていることから、事業主が昭和 33 年 8 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 34 年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 14814

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月31日から同年2月1日まで  
年金事務所から同僚の年金記録を訂正することになった旨の文書が届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社から関連会社であるB社に異動した時期だが、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にA社からB社に異動したとする元同僚が、「昭和45年1月31日までA社に勤務し、翌日にB社に異動した。」旨陳述していることから、昭和45年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 45 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の133万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月16日

A社から申立期間に支給された賞与記録について、標準賞与額が、実際に受け取っていた賞与額より低く記録されていることが分かった。

A社が年金事務所に訂正届を提出したが、当該訂正後の賞与記録は、厚生年金保険法第75条の規定により、賞与額の一部が年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、当該訂正後の賞与額全額が年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初、133万4,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月24日に、133万4,000円から150万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（150万円）ではなく、当初記録されていた133万4,000円となっている。

しかしながら、A社から提出された申立期間に係る給与支給明細書（控）から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の給与支給明細書（控）から、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の148万3,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月16日

A社から申立期間に支給された賞与記録について、標準賞与額が、実際に受け取っていた賞与額より低く記録されていることが分かった。

A社が年金事務所に訂正届を提出したが、当該訂正後の賞与記録は、厚生年金保険法第75条の規定により、賞与額の一部が年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、当該訂正後の賞与額全額が年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初、148万3,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月24日に、148万3,000円から150万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（150万円）ではなく、当初記録されていた148万3,000円となっている。



しかしながら、A社から提出された申立期間に係る給与支給明細書（控）から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の給与支給明細書（控）から、申立期間当時の標準賞与額の上限である 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の149万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月16日

A社から申立期間に支給された賞与記録について、標準賞与額が、実際に受け取っていた賞与額より低く記録されていることが分かった。

A社が年金事務所に訂正届を提出したが、当該訂正後の賞与記録は、厚生年金保険法第75条の規定により、賞与額の一部が年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、当該訂正後の賞与額全額が年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初、149万2,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月24日に、149万2,000円から150万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（150万円）ではなく、当初記録されていた149万2,000円となっている。

しかしながら、A社から提出された申立期間に係る給与支給明細書（控）から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の給与支給明細書（控）から、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の148万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月16日

A社から申立期間に支給された賞与記録について、標準賞与額が、実際に受け取っていた賞与額より低く記録されていることが分かった。

A社が年金事務所に訂正届を提出したが、当該訂正後の賞与記録は、厚生年金保険法第75条の規定により、賞与額の一部が年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、当該訂正後の賞与額全額が年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初、148万7,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月24日に、148万7,000円から150万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（150万円）ではなく、当初記録されていた148万7,000円となっている。

しかしながら、A社から提出された申立期間に係る給与支給明細書（控）から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の給与支給明細書（控）から、申立期間当時の標準賞与額の上限である 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月17日及び21年12月16日は、いずれも150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月17日  
② 平成21年12月16日

A社から申立期間①及び②に支給された役員賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、年金の給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間①の給与・賞与支給明細書及び申立期間②の給与支給明細書（控）から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の給与・賞与明細書又は給与支給明細書（控）に、それぞれ記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立期間当時に事務過誤により届出を行わなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月17日及び21年12月16日は、いずれも150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月17日  
② 平成21年12月16日

A社から申立期間①及び②に支給された役員賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、年金の給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間①の給与・賞与支給明細書及び申立期間②の給与支給明細書（控）から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の給与・賞与明細書又は給与支給明細書（控）に、それぞれ記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について



は、事業主は、申立期間当時に事務過誤により届出を行わなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月17日及び21年12月16日は、いずれも150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月17日  
② 平成21年12月16日

A社から申立期間①及び②に支給された役員賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、年金の給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間①の給与・賞与支給明細書及び申立期間②の給与支給明細書（控）から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の給与・賞与明細書又は給与支給明細書（控）に、それぞれ記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立期間当時に事務過誤により届出を行わなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月17日及び21年12月16日は、いずれも150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月17日  
② 平成21年12月16日

A社から申立期間①及び②に支給された役員賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、年金の給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間①の給与・賞与支給明細書及び申立期間②の給与支給明細書（控）から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の給与・賞与明細書又は給与支給明細書（控）に、それぞれ記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立期間当時に事務過誤により届出を行わなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月17日及び21年12月16日は、いずれも150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月17日  
② 平成21年12月16日

A社から申立期間①及び②に支給された役員賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、年金の給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間①の給与・賞与支給明細書及び申立期間②の給与支給明細書（控）から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の給与・賞与明細書又は給与支給明細書（控）に、それぞれ記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立期間当時に事務過誤により届出を行わなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月17日及び21年12月16日は、いずれも150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月17日  
② 平成21年12月16日

A社から申立期間①及び②に支給された役員賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、年金の給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間①の給与・賞与支給明細書及び申立期間②の給与支給明細書（控）から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の給与・賞与明細書又は給与支給明細書（控）に、それぞれ記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について



は、事業主は、申立期間当時に事務過誤により届出を行わなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年1月31日は28万8,000円、同年7月5日は31万7,000円、同年12月5日及び19年4月2日は12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月31日  
② 平成18年7月5日  
③ 平成18年12月5日  
④ 平成19年4月2日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、元従業員から提出された賞与支払明細書及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金通帳の振込額及び前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料の控除の状況から判断すると、平成18年1月31日は28万8,000円、同年7月5日は31万7,000円、同年12月5日及び19年4月2日は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主からは回答を得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月8日から同年5月1日まで  
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社本店又は同社C支店のいずれかに勤務していた時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚が、「私は、昭和29年3月からA社本店に勤務し、申立人とは2か月程度一緒に勤務した。その後、申立人が同社C支店に転勤となったことから、申立人の異動日は、同年5月1日と思う。」旨陳述していることから判断すると、昭和29年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和

29年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成14年に解散しており、同社から事業を引き継いだとするB社は、「申立期間当時のA社の人事記録等は引き継いでおらず、不明である。」旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月1日から62年1月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

夫は、昭和61年12月31日までA社に、62年1月1日からC社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社及びC社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、B社及びC社は、「申立期間当時の保険料控除について、両社はグループ会社であり、両社とも翌月控除だったので、グループ会社間の転籍時においては、控除依頼の方法により厚生年金保険料を継続して給与から控除していた。」旨回答しているところ、申立人から提出された賃金明細票及び普通預金通帳を見ると、昭和62年1月の賃金明細票は無いものの、61年12月及び62年2月の賃金明細票における健康保険厚生年金保険料控除額は同額である上、同年1月と同年2月の給与振込額もほぼ同額であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金明細票に記されている給与支払総額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の資料を保管していないことから不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して



いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで  
年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された人事記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除

していたので、申立人を含む前述の 45 人全員についても、保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和 49 年 1 月 1 日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 48 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 48 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して

いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して

いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して



いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して

いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14834

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して

いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して

いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、元上司及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して



いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14837

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日  
② 平成 15 年 12 月 15 日

A社に勤務中の申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人に対して申立期間①及び②にA社から賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人から提出された家計簿に記載された申立期間①及び②に係る賞与支給額について、当該賞与支給額に見合う厚生年金保険料等の社会保険料額及び法定税額を控除した金額は、前述の預金通帳に記載された振込額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、家計簿に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料額から、平成 15 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14838

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月20日は23万円、同年12月12日は26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月

年金事務所の記録では、申立期間①及び②にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間①において23万円、申立期間②において26万8,000円の賞与がそれぞれ支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の賞与支給日については、申立人の陳述及び申立人から提出された預金通帳の記載から、平成15年8月20日とすることが妥当である。

また、申立期間②の賞与支給日については、申立期間当時の事業主は、「平成15年の冬季賞与は、当時未払であったが、最終的には支払っている。」と陳述しているところ、17年9月9日に前述の申立期間②に係る賞与明細書に記載されている額が振込みされていることが確認できる上、A社に係るオンライン記録により確認できる過去の冬季賞与支給日は、毎年12月の第二金曜日であることから、15年12月12日に支給されたとすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主は社会保険に係る資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14839

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月20日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、12万円の賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支給日については、前述の賞与明細書に支給日の記載は無いものの、申立人と同じ支店であった同僚から提出された平成15年8月の賞与の銀行口座の入金記録から、同年8月20日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主は社会保険に係る資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14840

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成22年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年3月31日から同年4月1日まで  
年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているが、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されているので被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成22年3月分の給料支払明細書、A事業所の事業主の回答及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間も同事業所で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を誤ったことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る平成22年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月21日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月21日から同年11月1日まで  
② 昭和39年12月28日から40年1月1日まで  
③ 昭和48年11月30日から同年12月1日まで  
④ 昭和51年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間①はA社に、申立期間②はA社E工場（現在は、B社F工場）に、申立期間③はG社に、申立期間④はC社にそれぞれ継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の取締役、申立期間当時の給与事務担当者及び複

数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社E工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業所番号等索引簿により、A社E工場は、昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、C社の元取締役及び同僚の陳述並びに雇用保険の記録により、申立人は、当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該元取締役は、「退社月に係る厚生年金保険料は、退社月の給与から控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和51年3月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間④の保険料を納付したと思うと回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和51年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、B社は、「申立期間②当時の資料は既に廃棄済みのため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除の状況については不明である。」旨回答している上、前述の取締役は、「退社月に係る厚生年金保険料の控除につい



ては分からない。」旨回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「当時、H業務に所属しており、役職は無かった。」旨陳述しているところ、前述の給与事務担当者は、「当時、課長以上は固定給なので厚生年金保険料を控除していたが、課長より下の従業員は、給与締切日前に退社する場合、退社後の日数分に係る給与はカットされるので保険料は控除していなかった。また、届出については、退社日の翌日を資格喪失日として届出していた。」旨回答している。

さらに、A社E工場が適用事業所となった昭和39年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚51人のうち、所在が判明した14人に照会したところ、回答があった8人とも申立人の退社日について記憶していない上、同社同工場の退社月に係る厚生年金保険料控除についても不明と回答している。

加えて、A社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における、上記の同僚51人の資格喪失日を見ると、4人は1日付けであるが、残る47人は月の途中であることが確認できることから、申立人の資格喪失日のみが不自然であるという状況はうかがえない。

申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、G社の事業主は、「当社は既に休業状態であり、当時の資料も無いため、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明である。」旨回答している。

また、G社に係る被保険者名簿により、申立期間③に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が判明した同僚17人に照会したところ、回答があった9人とも申立人の退社日について記憶していない上、同社の退社月に係る厚生年金保険料控除についても不明と回答している。

さらに、上記の被保険者名簿により、申立期間③の前後おおむね3年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失している被保険者38人の資格喪失日を見ると、2人は1日付けであるが、6人は末日付け、残る30人は月の途中であることが確認できることから、申立人の資格喪失日のみが不自然であるという状況はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成19年1月1日から同年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成19年2月から同年12月までは20万円、20年1月及び同年2月は22万円、同年3月、同年5月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間のうち、平成19年7月19日及び同年12月27日は20万円、20年8月13日は19万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成19年7月19日及び20年8月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成20年8月13日の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る平成19年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（当該期間の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年1月1日から同年2月21日まで  
② 平成19年2月21日から20年10月1日まで  
③ 平成19年7月19日  
④ 平成19年12月27日

⑤ 平成 20 年 8 月 13 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成 19 年 2 月 21 日との回答を受けたが、厚生年金保険料は、同年 1 月分から控除されていた。(申立期間①)

また、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額については、実際の給与額及び賞与額よりも低く記録されている(申立期間②、④及び⑤)上、一部期間の標準賞与額の記録が無い(申立期間③)ことが分かった。

申立期間の給料支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間①を厚生年金保険被保険者であったことを認めるとともに、申立期間②の標準報酬月額及び申立期間③から⑤までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された源泉徴収簿及び給料支払明細書により、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び支給総額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間のうち、平成 19 年 2 月から同年 12 月までは 20 万円、20 年 1 月及び同年 2 月は 22 万円、同年 3 月、同年 5 月から同年 9 月までは

20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成19年分）に記載されている標準報酬月額がオンライン記録と一致している上、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、給料支払明細書等で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成20年4月については、前述の給料支払明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間③から⑤までの標準賞与額について、特例法に基づき、申立人から提出された賞与支払明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年7月19日及び同年12月27日は20万円、20年8月13日は19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③及び⑤の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

なお、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控え及び健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書に記載されている標準賞与額がオンライン記録と一致していることから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準賞与額に基づく賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、賞与支払明細書等で確認できる標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、20歳になれば国民年金に加入するように父から言われていたので、具体的なことは覚えていないが、平成2年頃に、A県B市C区で国民年金に加入したはずであり、同市内の銀行で国民年金保険料を納付したことを覚えている。

平成2年3月頃にD県E区に転居したが、同区役所において、転居に伴う全ての手続を行い、国民年金保険料も継続して納付していたはずであり、申立期間の1年間の記録が無いことが疑問なので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記された国民年金手帳記号番号は、E区において払い出された手帳記号番号であり、当該年金手帳には「D県」と印刷されているところ、当該手帳記号番号に係るオンライン記録を見ると、申立人の平成2年1月16日の資格取得、同年4月1日の資格喪失及び3年4月1日の資格取得の各記録は、同年11月19日に一括して入力処理されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に同区で行われ、国民年金被保険者資格は遡って取得されたものと推認され、B市C区で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

また、前述の資格に係るオンライン記録は、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄に記された資格記録と一致している上、当該資格記録からすると、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付についての具体的な記憶は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月から18年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月から18年6月まで

私は、平成13年10月に会社を退職し、自営業を始めたので国民年金に加入したが、当初は収入が十分でなかったため、加入からしばらくの間、国民年金保険料を納付できなかった。

しかし、その後に、厚生年金保険の加入月数と国民年金の納付済月数の合計を420か月にしたいと思ったので、平成16年8月頃に社会保険事務所（当時）において半額免除の申請を行い、申立期間について半額免除が承認された。

半額免除が承認された申立期間の国民年金保険料については、ほとんど毎月、社会保険事務所の窓口で納付したが、時には、2、3か月分をまとめて納付することや社会保険事務所以外にコンビニ等で納付することもあった。

申立期間については、間違いなく納付してきたのに、未納とされていることは納得できないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、半額免除が承認された申立期間の国民年金保険料を、社会保険事務所のほかに、コンビニエンスストア等でも納付したと陳述しているが、当該コンビニエンスストア等について、その名称及び場所等を具体的に覚えておらず、申立期間の保険料納付に係る申立人の記憶は明確でない。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年度以降の期間であり、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成・発行、コンビニエンスストア等収納機関における収納記録の電子化等、事務処理の機械化が図られている時期であることから、1年11か月の申立期間における納付記録が連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6726(大阪国民年金事案 5102、5782 及び近畿（大阪）国民年金事案 6633 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び53年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和53年4月から58年3月まで

申立期間の保険料については、私が60歳になる少し前、私が経営していた事業所に、A県B市役所の職員が訪ねてきた。その職員は、私が年金を受給するために不足している期間があり、今、その期間の国民年金保険料として5万円を納付すれば、65歳になったときに年金を受け取ることができると言ったので、私は手元にあった現金からその金額を納付し、その場で領収書を受け取った。

年金受給権を確保できるように、市の職員に国民年金保険料を納付したのに、納付期間が19月不足するとして国民年金が受給できず、納得できないので、これまでに3回、年金記録確認の申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

今回、4回目の申立てに当たり、新たな資料は無いが、当時、私が経営していた事業所において、前回申立てまでの証言者とは別の、その場に居合わせた知人が、私が申立期間の国民年金保険料を納付したことについてははっきりと見てくれており、そのことを証言してくれると言っているので、その人から話を聞いてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る1回目の申立てについては、i)申立人の国民年金の納付状況を見ると、申立人が年金受給権を確保するためには国民年金保険料納付済期間が19か月不足しており、当該不足分を充足するために申立人が納付すべ



き保険料額は、申立期間②のうち、昭和 56 年 9 月から 58 年 3 月まで（19 か月）で算定すると 9 万 4,140 円であり、60 歳になる時期より少し前に保険料 5 万円を納付したとする陳述と符合しないこと、ii) 申立人が 5 万円の保険料を納付したときに、その場に居合わせたとする申立人の知人から当時の事情を聴取したが、具体的な陳述を得ることはできないことなどを理由として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）の決定に基づき、平成 22 年 12 月 3 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについては、i) 申立人は、前回の申立てに対する通知において、大阪委員会が示した 9 万 4,140 円の国民年金保険料額について、そのような金額の納付通知は受け取っていないと申し立てているが、当該金額は、保険料として 5 万円を納付して受給権を確保したとする申立人の主張に対して、当時、申立人が受給権を確保するためには 19 か月の保険料の納付が必要であり、その額は、申立人の主張とは符合しないことを示すために大阪委員会が計算しただけのものであることから、当該通知を受け取っていないという申立人の陳述は、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められないこと、ii) 申立人の知人の陳述により、申立てが認められないのは納得できないとして申し立てているが、大阪委員会からの照会に対する申立人の知人の陳述からは、申立期間の保険料の納付をうかがわせる具体的な陳述は得られなかったと判断したものであるが、念のため、2 回目の申立てを受けて再度、同人に照会したが、前回と同様の陳述内容であり、新たな陳述は得られなかったことなどから、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 23 年 7 月 1 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3 回目の申立てについては、申立人が新たな証言者として指名する知人に、当時の状況について照会したが、同人の陳述内容は、前回までの申立てに当たって申立人が指名した知人の陳述内容と同様であり、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な陳述は得られなかったことなどから、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に年金記録確認近畿地方第三者委員会（以下「近畿委員会」という。）の決定に基づき、平成 25 年 12 月 6 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、4 回目の申立てに当たり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合には、前回までの申立てにおいて証言者として名前を挙げた知人とは別の知人も居合わせており、その知人がはっきり見ていたので証言してくれるとして、再申立てをしている。

ところで、年金記録の訂正に関し、年金記録確認第三者委員会は、申立て

の内容が社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと。」を判断基準とし、当該判断を行うに当たっては、肯定的な関連資料のほか、国民年金保険料集金関係者等の証言により、申立てがなされた当時の集金実態が確認できるなどの肯定的な周辺事情に基づいて検討することとしている。

そこで、今回、申立人が新たな証言者として指名する知人から、申立人が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとする状況について聴取したが、当該知人の陳述する内容は、これまでに申立人が証言者として指名した複数の知人の陳述内容と同旨であり、申立人が主張する保険料の納付を推認し得るものではなく、前述の判断を行うに当たっての肯定的な周辺事情として認めることはできない。

また、申立人は、今回の申立てにおいても従前の主張を繰り返すのみであり、前述の証言以外に新たな関連資料の提出は無く、ほかに大阪委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの期間、11年4月から12年3月までの期間及び14年4月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から9年3月まで  
② 平成11年4月から12年3月まで  
③ 平成14年4月から17年3月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続について、毎年4月又は5月にA県B市役所において行っており、申立期間①から③までに係る手続も同様に行ったはずであるし、平成15年度については、妻も手続に同行している。

年金記録問題が起きた時に、B市役所において私の年金記録を確認したところ、申立期間①から③までに係る国民年金保険料の免除申請の届出は無いと回答され、同市役所及び年金事務所は、行政側の年金記録に誤りは無いとしているが、夫婦の年金記録を見ると、一緒に免除申請手続を行った妻の保険料のみが未納とされている期間があるなどおかしな記録となっている。

申立期間①から③までが申請免除期間とされず、未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続について、毎年4月又は5月に、B市役所において行ったと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうちの平成14年4月から15年6月までの期間について、申立人は、「申立期間①から③までに係る国民年金保険料の免除申請手続及び当該期間当時の所得について確認できる関連資料(日記及び確定申告書の控え等)は残っていない。」旨陳述している上、B市は、「当

市で確認できる課税状況は10年前が限度である。」旨回答していることから、申立期間①、②及び③のうちの14年4月から15年6月までの期間における前年の所得を確認することができず、当該期間に係る免除申請が承認されたことをうかがわせる事情を確認することはできない。

また、申立期間③のうち、平成15年7月から16年6月までの期間について、申立人の当該期間に係る国民年金保険料免除申請書（全額免除の申請）における市町村確認欄を見ると、前年（平成14年）の所得額が全額免除の基準額（129万円）を超えており、免除申請は却下されたことが確認できる。

さらに、申立期間③のうち、平成16年7月から17年3月までの期間について、申立人の同年4月から同年6月までの期間に係る国民年金保険料免除申請書を見ると、同年12月3日にC社会保険事務所（当時）において全額免除及び半額免除の申請手続を行っていることが確認できるが、当該手続時点では、16年7月から17年3月までの期間に係る免除申請手続を行うことはできない。

加えて、申立人は、「夫婦二人分の申立期間①から③までに係る国民年金保険料の免除申請手続については、毎年4月又は5月に、B市役所において行った。」旨陳述するものの、申立期間①から③までに係る免除申請手続及び社会保険事務所（当時）から送付される免除承認通知書等について詳細な記憶は無いとしており、申立人夫婦から当該期間の保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの期間、11年4月から12年3月までの期間及び14年4月から20年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から9年3月まで  
② 平成11年4月から12年3月まで  
③ 平成14年4月から17年3月まで  
④ 平成17年4月から20年6月まで

私の国民年金保険料の免除申請手続については、夫に委任状を預けていたため、夫が、行ってくれていた。夫は、夫婦二人分の当該手続を毎年4月又は5月に、A県B市役所において行っており、申立期間①から④までに係る手続も同様に行ったはずである。

申立期間④について、年金記録を見ると、夫は申請免除期間になっているが、私は未納期間とされており、おかしな記録となっている。

申立期間①から④までが申請免除期間とされず、未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金保険料の免除申請手続を行っていたとする申立人の夫は、夫婦二人分の保険料の免除申請手続について、毎年4月又は5月に、B市役所において行ったと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうちの平成14年4月から15年6月までの期間について、申立人の夫は、「申立期間①から④までに係る国民年金保険料の免除申請手続及び当該期間当時の所得について確認できる関連資料（日記及び確定申告書の控え等）は残っていない。」旨陳述している上、B市は、「当市で確認できる課税状況は10年前が限度である。」旨回答していることから、申立期間①、②及び③のうちの14年4月から15年6月までの

期間における前年の所得を確認することができず、当該期間に係る免除申請が承認されたことをうかがわせる事情を確認することはできない。

また、申立期間③のうち、平成 15 年 7 月から 16 年 6 月までの期間について、申立人の夫の当該期間に係る国民年金保険料免除申請書（全額免除の申請）における市町村確認欄を見ると、申立人の夫の前年（平成 14 年）の所得額が全額免除の基準額（129 万円）を超えており、免除申請は却下されたことが確認できるところ、免除申請における所得の審査は世帯単位であることから、夫と同一世帯である申立人が当該期間に係る免除申請を行った場合も、承認されなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間③のうち、平成 16 年 7 月から 17 年 3 月までの期間について、申立人の夫は、「夫婦二人分の免除申請を行った。」旨主張しているところ、申立人の夫の同年 4 月から同年 6 月までの期間に係る国民年金保険料免除申請書を見ると、同年 12 月 3 日に C 社会保険事務所（当時。現在は、D 年金事務所）において全額免除及び半額免除の申請申請を行っていることが確認できるが、当該申請時点では、16 年 7 月から 17 年 3 月までの期間に係る免除申請申請を行うことはできない。

加えて、申立期間④のうち、平成 17 年 4 月から同年 6 月までの期間について、前述の申立人の夫に係る当該期間の国民年金保険料免除申請書を見ると、「勸」の押印が確認できるところ、D 年金事務所は、「免除申請書に記載されている『勸』は免除勸奨分であったことを意味しており、当該申請書は当事務所において郵送により受け付けたと考えられる。」旨回答していることから、申立人の夫は、C 社会保険事務所からの免除勸奨により当該期間に係る免除申請申請を行ったことが推認できるが、同年年金事務所は、「免除勸奨を行う場合は、被保険者単位による勸奨を行っていたと考えられ、申立人については不明である。」旨回答している上、申立人の夫は、「17 年 12 月に免除申請申請を行った記憶は無い。」旨陳述しており、申立人について、当該期間に係る免除勸奨及び免除申請申請が行われたことをうかがうことはできない。

また、申立期間④のうち、平成 17 年 7 月から 18 年 6 月までの期間について、D 年金事務所は、「申立人の夫の 17 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 7 月から 18 年 6 月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請は同日に行われたことが考えられる。」旨回答しているところ、前述のとおり、申立人の夫は、「17 年 12 月に免除申請申請を行った記憶は無い。」旨陳述しており、申立人の 17 年 7 月から 18 年 6 月までの期間に係る免除申請をうかがわせる事情を確認することはできない。

さらに、申立期間④のうち、平成 18 年 7 月から 20 年 6 月までの期間について、17 年 7 月から、国民年金保険料の全額免除が承認された被保険者が、翌年度以降も免除申請を行うことを希望した場合は、翌年度以降の免除申請書の提出を省略することができる継続申請に係る事務取扱いが開始されてい

るところ、D年金事務所は、申立人の夫に係る18年7月から20年6月までの期間に係る免除申請について、「継続申請により申請免除が承認されたと考えられる。」旨回答しているが、オンライン記録によると、申立人については、17年7月から18年6月までの期間に係る免除申請が承認された記録は見当たらないことから、同年7月から19年6月までの期間及び同年7月から20年6月までの期間に係る継続申請の対象者とはならず、別途、当該期間に係る免除申請を行うことが必要となり、毎年、夫婦二人分の免除申請を行ったとする申立人の夫の主張と符合しない。

このほか、申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料の免除申請手続きに直接関与しておらず、申立人の夫は、「夫婦二人分の保険料の免除申請手続きについては、毎年4月又は5月に、B市役所において行った。」旨陳述するものの、当該期間に係る免除申請手続き及び社会保険事務所（当時）から送付される免除承認通知書等について詳細な記憶は無いとしており、申立人夫婦から当該期間の保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から平成6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から平成6年12月まで

私は、A国で就職するため、昭和60年1月にB社を退職するに当たって、同社の総務担当者から、「A国では医療費が高額になるので、国民健康保険に加入したほうがいい。」と勧められたので、退職後にC県D市E区役所に出向いて、国民健康保険の加入手続を行ったが、その時、窓口の職員から、「国民健康保険と国民年金はセットである。」旨の説明を受けたことを覚えている。

その後、私は住民票を移動せずにA国に転居したので、申立期間の国民年金保険料は、私に代わって、平成5年10月に結婚するまでは母親が、結婚後は妻がそれぞれ納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年6月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同年6月5日に付番され、同日付でF社会保険事務所（当時）から年金手帳が交付されていることが確認でき、当該付番時点において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するために必要な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は9年11か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年3月まで

私は、昭和47年9月から妻と一緒にA県B市C区の自宅兼事務所に住んでおり、国民年金の加入手続については、妻が夫婦二人分を同区役所において行ってくれたと思う。

妻は、「夫婦二人分の国民年金保険料については、加入当初は、自宅兼事務所に来ていた集金人に納付し、国民年金手帳に押印してもらっていた。その後は、自身で保険料を納付する制度となり、納付書を用いて郵便局の窓口で納付していた。また、はっきりとした時期までは分からないが、父（申立人の父親）が私たち夫婦の保険料を会社で納付してくれた時期もあったかもしれない。」と言っていることから、妻又は父が、納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと思う。」旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市D区において昭和51年1月に払い出されており、加入手続は、申立人に係る手帳記号番号の直前の任意加入被保険者の資格取得日から、50年11月頃に行われたことが推認できる一方、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、分区（昭和49年にB市C区が同区と同市D区に分区）前のB市C区において48年2月に払い出されており、加入手続は、申立人の妻に係る手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年1月頃に行われたことが推認でき、申立人の主張と符合しない。

また、前述の申立人に係る国民年金の加入手続時点では、申立期間の大半の

期間は遡って国民年金保険料を納付する必要がある、申立期間の保険料の全てを納付するためには当時実施されていた第2回特例納付（昭和49年1月1日から50年12月31日まで）等によらねばならないところ、申立期間の保険料納付を担当していたとする申立人の妻は、「夫婦の保険料は定期的に納付していたので、夫（申立人）の保険料のみをまとめて納付した記憶は無く、遡って納付した記憶も無い。」旨陳述している上、申立人に係る保険料を納付してくれた時期があったかもしれないとされる申立人の父親は、既に死亡していることから、保険料納付をうかがわせる事情を確認することはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその妻から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から51年3月まで

時期ははっきり分からないが、義母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私の年金手帳に義母の筆跡で国民年金の初めて被保険者となった日と住所の記載がある。

申立期間については、夫と一緒に事業所を経営しており、義母及び夫が、自宅兼事業所に来ていた集金人に私と夫の二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料について、夫が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月9日にA県B市C区において払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立人は当該加入手続が行われるまで国民年金に未加入であり、集金人に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間のうち、一部の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人の夫からは過年度納付をしたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「所持している年金手帳の『初めて被保険者となった日』に、義母の筆跡で昭和44年\*月\*日と記載されていることから、この頃に国民年金に加入している。」旨主張しているが、当該日付は、国民年金被保険者の資格取得日であり、国民年金の加入手続日や国民年金保険料の納付の事実を

示すものではない上、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人及びその夫によると、手続を行ったとする申立人の義母は既に亡くなっているとしていることから、申立人に係る加入手続時期等の詳細については確認することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から同年10月14日まで  
② 昭和20年2月5日から同年4月1日まで

船員保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に船員として勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る被保険者記録が無いと回答を受けた。

申立期間①は、A社に採用後に、C組織D訓練所において訓練を受けていた期間及び当該訓練所課程修了後、乗船待機していた期間である。

また、申立期間②は、昭和20年2月5日にE船を降りた日から、同年5月にA社所有のF船に乗るまで待機していた期間の一部である。

いずれの申立期間もA社に雇用され、給与を受け取っていたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和19年4月1日から同年4月19日までの期間については、申立人は、「昭和19年4月にA社に採用され、同年4月20日にC組織D訓練所に入所した。」旨陳述しているものの、当該陳述のほか、当該期間における勤務実態を確認し得る資料等を有していない上、B社は当時の資料を保管しておらず、C組織は既に解散していることから、当該期間において、申立人が同組織又はA社に雇用されていたこと、及び給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和19年4月20日から同年6月20日までの期間については、申立人から提出されたC組織D訓練所発行の修了証書、G機関H業務課の回答及び申立人の陳述から、申立人が同組織同訓練所に入所していた期間と認められる。

また、申立期間①のうち、昭和19年6月20日から同年10月13日までの期

間については、前述のH業務課の回答及びB社からC組織作成として提出された船員保険被保険者票から、申立人が同組織の管理下におかれた船員として、前述の訓練所における訓練課程の修了日から、同組織が管理するA社所有のE船に乗り組むまでの、船外で待機していた期間と考えられる。

さらに、申立期間②については、前述の被保険者票及び申立人の陳述から、申立人が、C組織の管理下におかれた船員として、E船を降りた日から、同組織が管理するA社所有のF船に乗り組むまでの、船外で待機していた期間と考えられる。

しかしながら、船員のうち、船舶に乗り組むために雇用されている者で船内で使用されない者（以下「予備船員」という。）が、船員保険の被保険者とされたのは、船員保険法（昭和14年4月6日法律73号）の改正法（昭和20年2月19日法律第24号）が勅令により施行された昭和20年4月1日からであるところ、申立期間①及び②は当該改正の施行日以前の期間に当たることから、申立人は、当該期間において、予備船員であり船員保険被保険者の対象とはならない者であったと考えられる。

また、前述の被保険者票に申立期間①及び②における船員保険被保険者記録は見当たらない上、B社は、「申立期間当時、A社が、船員保険の加入対象とならない予備船員を特別に船員保険に加入させることは無かった。また、当時は、C組織が全ての船員を管理しており、同組織が給与を支給していたので、A社が申立期間に係る船員保険料を控除することは無かった。」旨回答している。

さらに、申立人が、E船に同時期に乗っていたとする元同僚は、「私は、昭和19年7月にE船に乗り、20年7月頃に同船を降りた。同船に乗る前の18年10月から19年6月までの期間は、船外で待機していた。20年3月31日までの待機期間は、船員保険に加入していなかった。」旨陳述している。

加えて、E船に係る船員保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できる別の元同僚は、「私は、I養成所を卒業後、A社の寮での待機期間を経て、乗船時期は定かでないが、E船に乗り組み、昭和20年2月に同船を降りた。」と陳述しているところ、同人に係る船員保険被保険者台帳を見ると、同船において昭和19年11月3日に被保険者資格を取得し、20年2月17日に被保険者資格を喪失していることが確認できる一方、前述の施行日（昭和20年4月1日）以前には、同船における被保険者記録以外に被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14844（大阪厚生年金事案 7239 及び 11936 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から37年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和29年4月に入社してから37年6月1日までの期間に係る厚生年金保険の記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該被保険者記録は無いとの回答を受けたので、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に年金記録の確認を申し立てたが、平成22年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

その後、申立期間中の昭和34年及び35年に子供が生まれ健康保険証を使用したこと、申立期間中に手続のためB社会保険事務所（当時）に行ったこと、及び申立期間中にA社に勤務していた従業員一人の氏名を思い出したことから、再度大阪委員会に申立てを行ったが、平成23年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

しかし、私は、昭和32年4月頃、自らB社会保険事務所に出向き、A社を厚生年金保険の適用事業所とする手続及び自身の被保険者資格の取得手続を行ったので、同社における被保険者資格取得日が37年6月1日となっていることに納得がいかない。

また、申立期間中にA社に勤務していた従業員二人の氏名を新たに思い出した。同人らに聞けば、私が申立期間に厚生年金保険に加入していたことが分かるはずなので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

初回及び前回の申立期間（昭和29年4月から37年6月1日まで）に係る申

立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は申立期間後の昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できること、ii) 申立人は、申立期間当時の賃金台帳等は残存していないとしている上、申立人の厚生年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認できないこと、iii) オンライン記録により、申立期間のうち、36年4月から37年5月までの期間は、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できること、iv) 前述の被保険者名簿において、申立人と同日の同年6月1日に被保険者資格を取得している元従業員からは、申立人の主張を裏付ける陳述を得ることができなかったこと、v) オンライン記録によると、同社は、申立期間後の41年9月1日までB社会保険事務所の管轄地に所在していることが確認できるため、申立人が同社会保険事務所にて手続を行ったとする時期を特定することができないこと、vi) 申立人が申立期間当時の同社の従業員として氏名を挙げた者は、「A社に25年4月から27年3月まで勤務したが、申立期間前に退職した。」旨陳述していること、vii) 申立人は、申立期間中に使用したとする健康保険被保険者証の形状等を覚えておらず、管掌する保険者を特定することができないことなどを理由として、大阪委員会の決定に基づき、平成22年7月30日付け及び23年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和32年4月頃に自らB社会保険事務所に出向き、A社を厚生年金保険の適用事業所とする手続と自身の被保険者資格取得の手続を行ったので、被保険者資格取得日が37年6月1日となっていることに納得がいかない。」旨主張しているが、当該主張のほかに申立人から新たな資料の提出は無く、申立人が主張する当該手続を行ったことを確認することができない。

また、申立人は、「申立期間にA社に勤務していた従業員二人の氏名を新たに思い出した。これらの者に聞けば、私が申立期間に厚生年金保険に加入していたことが分かるはずである。」旨主張しているところ、当該従業員二人のうち一人は、「自身が昭和35年4月にA社に入社した時、申立人は既に勤務していた。しかし、自身の入社時に、同社が厚生年金保険に加入していたか否かについては覚えていない。」旨陳述しており、ほかの一人は連絡先が不明であることから、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、前述の元従業員二人のうち、陳述が得られた一人については、オンライン記録によると、昭和36年に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、A社に勤務当時の厚生年金保険の加入は覚えていないとしているところ、同社に係る前述の被保険者名簿には、当該元従業員の氏名は見当たらない上、ほかの一人については、同社における被保険者資格の取得日が申立期間の終期から1年1か月後の38年7月1日であり、申立期間と同じ



期間における被保険者記録は無い。

加えて、C市D区（当時）の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、備考欄には「\*」と、またその欄外には、「37.6.1より社保加入」とそれぞれ記されているところ、当該番号等の記載内容は、申立人の厚生年金保険の被保険者台帳記号番号及び資格取得日と符合することを踏まえると、当該備考欄及び欄外の記載内容については、申立人が、自身の国民年金の資格喪失に係る手続の際に、昭和37年6月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨、C市に申告したことにより記されたものと考えられる。

このほか、申立人から新たな資料の提出及び情報の提供は無く、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14845（大阪厚生年金事案 7240 及び 11937 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から37年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和31年3月に入社してから37年6月1日までの期間に係る厚生年金保険の記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該被保険者記録は無いとの回答を受けたので、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に年金記録の確認を申し立てたが、平成22年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

その後、申立期間中の昭和34年及び35年に子供が生まれ健康保険証を使用したこと、申立期間中に夫が手続のためB社会保険事務所（当時）に行ったこと、及び申立期間中にA社に勤務していた従業員一人の氏名を夫が思い出したこと、再度大阪委員会に申立てを行ったが、平成23年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

しかし、昭和32年4月頃、夫がB社会保険事務所に出向き、A社を厚生年金保険の適用事業所とする手続及び従業員の被保険者資格の取得手続を行ったので、同社における被保険者資格取得日が37年6月1日となっていることに納得がいかない。

また、申立期間中にA社に勤務していた従業員二人の氏名を夫が新たに思い出した。同人らに聞けば、私が申立期間に厚生年金保険に加入していたことが分かるはずなので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

初回及び前回の申立期間（昭和29年4月から37年6月1日まで）に係る申

立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は申立期間後の昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できること、ii) 申立人の夫は、申立期間当時の賃金台帳等は残存していないとしている上、申立人の厚生年金保険料を納付していたとする申立人の夫の父親は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認できないこと、iii) オンライン記録により、申立期間のうち、36年4月から37年5月までの期間は、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できること、iv) 前述の被保険者名簿において、申立人と同日の同年6月1日に被保険者資格を取得している元従業員からは、申立人の主張を裏付ける陳述を得ることができなかったこと、v) オンライン記録によると、同社は、申立期間後の41年9月1日までB社会保険事務所の管轄地に所在していることが確認できるため、申立人の夫が同社会保険事務所にて手続を行ったとする時期を特定することができないこと、vi) 申立人の夫が申立期間当時の同社の従業員として氏名を挙げた者は、「A社に25年4月から27年3月まで勤務したが、申立期間前に退職した。」旨陳述していること、vii) 申立人は、申立期間中に使用したとする健康保険被保険者証の形状等を覚えておらず、管掌する保険者を特定することができないことなどを理由として、大阪委員会の決定に基づき、平成22年7月30日付け及び23年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和32年4月頃に夫がB社会保険事務所に出向き、A社を厚生年金保険の適用事業所とする手続と従業員の被保険者資格取得の手続を行ったので、被保険者資格取得日が37年6月1日となっていることに納得がいかない。」旨主張しているが、当該主張のほかに申立人から新たな資料の提出は無く、申立人が主張する当該手続を行ったことを確認することができない。

また、申立人は、「申立期間にA社に勤務していた従業員二人の氏名を夫が新たに思い出した。これらの者に聞けば、私が申立期間に厚生年金保険に加入していたことが分かるはずである。」旨主張しているところ、当該従業員二人のうち一人は、「自身が昭和35年4月にA社に入社した時、申立人は既に勤務していた。しかし、自身の入社時に、同社が厚生年金保険に加入していたか否かについては覚えていない。」旨陳述しており、ほかの一人は連絡先が不明であることから、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、前述の元従業員二人のうち、陳述が得られた一人については、オンライン記録によると、昭和36年に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、A社に勤務当時の厚生年金保険の加入は覚えていないとしているところ、同社に係る前述の被保険者名簿には、当該元従業員の氏名は見当たらない上、ほかの一人については、同社における被保険者資格の取得日

が申立期間の終期からから1年1か月後の38年7月1日であり、申立期間と同じ期間における被保険者記録は無い。

加えて、C市D区（当時）の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、備考欄には「\*」と、またその欄外には、「夫、37.6.1より社保加入」とそれぞれ記されているところ、当該番号等の記載内容は、申立人の厚生年金保険の被保険者台帳記号番号及び資格取得日と符合することを踏まえると、当該備考欄及び欄外の記載内容については、申立人自身の国民年金の資格喪失に係る手続の際に、昭和37年6月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨、C市に申告したことにより記されたものと考えられる。

このほか、申立人から新たな資料の提出及び情報の提供は無く、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14846

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、平成 2 年 6 月初旬頃から有給休暇を使い、同年 6 月 30 日付けでA社を退職したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成 2 年 6 月 28 日であり、オンライン記録と符合している。

また、A社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答しており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立期間当時にA社の社会保険事務担当者であったとする者は、退職日の取扱いについて、「有給休暇の残日数が無くなったその日が退職希望日となるよう調整していた。有給休暇の残余が無くなった日以降、退職希望日までの期間について、欠勤扱いで在籍させるようなことはしていなかった。」旨陳述しているところ、オンライン記録において、同社における申立人の資格喪失日の前後 1 年以内に被保険者資格を喪失している複数の元同僚は、「A社を退職する際は、有給休暇を全て使い、使い切った日が退職日となるように退職手続を行った。自身の被保険者資格喪失日の記録に誤りは無いと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14847

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで  
年金事務所の記録によると、A社（現在は、B社）に入社した昭和 39 年 4 月以降、同年 9 月までの標準報酬月額は 2 万 6,000 円、その直後の申立期間の標準報酬月額は 2 万 2,000 円となっており、同年 10 月に 4,000 円減額されている。

しかし、A社に入社して以降、給与が下がったことは無いはずであるので、申立期間の標準報酬月額を 2 万 6,000 円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した期間において、給与が下がることは無かったにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が、その直前の期間に係る標準報酬月額より低く記録されており、納得がいかない。」旨申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。」旨回答している。

また、申立期間当時、A社において給与事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、同学歴で同時期に入社した新卒者の給与については、配属先で手当等が支給されるまでは全員が同じ取扱いであったと思う。」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を新規に取得し、標準報酬月額が 2 万 6,000 円である 107 人のうち、同年 10 月に同社本社において定時決定の記録が有る者は申立人を含め 47 人確認できるが、このうち申立人を含む 46 人について、標準報酬月額は 2 万 2,000 円に改定されていることから、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの従業員と異なり低額であるという事情はうかがえない。

さらに、前述の申立人を含む46人のうち、1人から提出された昭和39年4月から同年11月までの各月の給与明細書を見ると、各月の給与支給額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額とは符合しないものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれの月においてもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、前述の給与明細書のうち、昭和39年10月の定時決定における算定の基礎となる同年5月から同年7月までの給与明細書を見ると、給与支給額の平均額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録及び前述の被保険者名簿の標準報酬月額と一致している上、当該被保険者名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月頃から24年10月頃まで  
昭和22年4月頃から24年10月頃まで、A県B市の進駐軍施設でC職及びD職として勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E機関から提出された申立人に係る労務者名簿によると、申立人は申立期間のうち、日にちは特定できないが、昭和22年11月から24年1月までの期間において、進駐軍関係施設に勤務していたことは認められる。

しかし、進駐軍において勤務する日本人労働者は、「進駐軍労働者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付保発第92号厚生省保険局長通知）により、おおむね昭和24年1月1日以降に連合国駐留軍の所在地を管轄する都道府県が、国の委託業務実施機関としてF組織を設置して、国の雇用人としての身分で社会保険を適用することとされたところ、申立人が勤務した地域に勤務する進駐軍労働者の労務管理を行っていたG組織及びH組織（以下「両組織」という。）が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年4月1日であり、申立期間のうち、22年4月から24年3月31日までの期間について、申立人は、両組織において厚生年金保険に加入することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和24年2月から同年10月までの期間については、前述の申立人に係る労務者名簿において、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、両組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚3人の氏名を確認することができない上、当該名簿により、両

組織が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 4 月から、申立期間の終期である同年 10 月までに被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した複数の従業員に照会したところ、回答があった 35 人のうち 33 人は、「申立人を記憶していない。」と回答している上、申立人を記憶していると回答した 2 人も、「申立人とは申立期間直後の昭和 25 年以降は一緒に勤務したが、それ以前のことについては不明である。」、「申立人の勤務の時期及び期間は不明である。」と陳述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14849

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間に、A社において、B業務従業員であった上司に同行し、C業務とB業務の補助を行っていたが、年金事務所の記録では、当該期間は厚生年金保険の未加入期間となっているので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の陳述及び申立人が記憶する同社の当時の状況などから、申立人は、期間は特定できないものの、B業務従業員専属のアルバイトのC業務員として同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「当時の関連資料は残っていないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答している上、当時の事業主等も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元同僚は、「当時、アルバイトの従業員については、厚生年金保険には加入させていなかった。厚生年金保険に加入していないアルバイトの従業員の給料から、厚生年金保険料を控除することはない。」と陳述している上、他の元同僚が記憶する当時のアルバイト元従業員について、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同社では、アルバイトの従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで  
A社（平成 21 年 3 月 \* 日に解散）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 47 万円となっているが、当時、同社から交付された平成 9 年分の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、同年 10 月からの標準報酬月額は 50 万円となっているので、同額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間（平成 9 年定時決定）に係る標準報酬月額は、当初、平成 9 年 8 月 19 日付けで 50 万円と処理されているところ、同年 12 月 18 日付けで、47 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、年金事務所は、当該訂正処理に係る資料を保管していない上、A社の元代表取締役及び親会社であったB社は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答していることから、当該訂正処理に係る経緯並びに申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の複数の同僚（申立人と同日の平成 9 年 12 月 18 日付けで、同年の定時決定記録を減額訂正された複数の同僚を含む。）に照会したが、回答のあった同僚全員が、「当時の申立人の給与や厚生年金保険料控除の状況等は不明である。」旨を陳述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 5 月 4 日まで

私は、学校卒業後の昭和 15 年 4 月に A 社(当時の厚生年金保険の適用は、B 社) C 店に入社し、結婚のため退職することになった 23 年 5 月 4 日まで同店の D 所で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、同僚と撮った制服姿の写真を提出するので、調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A 社 C 店の D 所で勤務していた同僚と撮った制服姿の写真から、勤務していたことは間違いない。」と主張しているところ、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）のうち、「E」と記載のあるページ以降の名簿により、申立期間に被保険者記録があり、所在の確認できた元従業員 63 人に、当該写真の制服について照会したところ、回答のあった 26 人のうち 1 人は、「写真の制服については、私が A 社 C 店に入社した昭和 22 年 5 月 1 日以前から同店の D 所で使用されていたもので間違いない。」と陳述している。

しかし、B 社は、「当社で保管している名簿には申立人に係る記載は無く、このほかに当時の A 社 C 店に関する資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。また、申立人から提出された写真の制服は、同店において申立期間当時使用していた制服かどうか不明である。」と回答している。

また、前述の回答のあった 26 人のうち 25 人は、「申立人に記憶は無い。」と回答し、前述の制服について陳述のあった 1 人も、「申立人は、私が A 社 C 店に入社した昭和 22 年 5 月 1 日以降については、同店には勤務していなかった

と思う。」と陳述している上、申立人が記憶する当時の上司は所在不明であり、申立人は、複数の元同僚の姓は記憶しているものの名は記憶しておらず、これらの者を特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができなかった。

さらに、前述のB社に係る被保険者名簿のうち、申立期間に係る「E」及び「F」に記載されている約1,700人の被保険者を確認したが、申立人の氏名を確認することができない。

加えて、申立人は、「A社C店に勤務していた終戦前の期間に、国の政策により軍需工場に勤務することになった記憶がある。」と陳述しているところ、申立期間のうち、昭和19年11月10日から20年3月31日までの期間について、申立人に係るG社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

なお、申立人は、「昭和15年4月から勤務していた。」旨陳述しているところ、女性が厚生年金保険法の適用範囲となったのは、同法（昭和19年法律第21号）が施行された昭和19年6月1日以降である上、同日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間として保険料の徴収は行われていない期間であることから、仮に、申立人が主張するように15年4月から勤務していたとしても、同年同月から19年10月1日までの期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 57 年 9 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらったが、同社には、昭和 53 年 10 月 1 日から倒産する 57 年 9 月 1 日まで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の陳述により、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和 57 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人及び元従業員は、「A社の当時の従業員数は6人であった。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立期間において被保険者数が3人の期間もあることから、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員4人について雇用保険の加入状況を照会したところ、当該4人の同社に係る雇用保険被保険者記録は確認でき、厚生年金保険被保険者記録と符合しているが、申立人については、同社に係る雇用保険被保険者記録を確認することができない。

加えて、A社に係る被保険者名簿において、申立期間の健康保険被保険者証の番号に欠番は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 45 年 5 月 21 日から 47 年 1 月 28 日まで  
④ 昭和 47 年 1 月 28 日から同年 7 月 29 日まで  
⑤ 昭和 47 年 8 月 2 日から 48 年 4 月 1 日まで

オンライン記録では、昭和 48 年 11 月 2 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、当時、私たち夫婦は、脱退手当金制度を知らなかったし、出産のため帰省していた。誰に、どのような方法で支給したというのか知りたい。脱退手当金の手続も受給も行っていないので、申立期間①から⑤までの厚生年金保険被保険者記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤に係る事業所別被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。